

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

事業概要 2022年度版
Business summary 2022

目次

I 外国人技能実習制度について

- (1) 外国人技能実習制度の沿革…………… 1
- (2) 外国人技能実習制度の現状…………… 2
- (3) 外国人技能実習制度の仕組み…………… 4

II 外国人技能実習機構について…………… 8

III 外国人技能実習機構の主な業務について

- (1) 技能実習計画の認定…………… 10
- (2) 監理団体の許可に係る調査…………… 11
- (3) 監理団体及び実習実施者に対する指導監督…………… 12
- (4) 技能実習生の支援・保護…………… 13
- (5) 送出国政府との連絡調整…………… 21
- (6) 各種コンテンツのご案内…………… 22

外国人技能実習制度について

(1) 外国人技能実習制度の沿革

外国人技能実習制度（以下文中では「技能実習制度」という。）は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度であり、平成5年の制度創設以降、多くの開発途上地域等の外国人を受け入れ、我が国の国際貢献の制度として重要な役割を果たしてきました。

平成22年には、新たな在留資格「技能実習」が創設され、在留の1年目から雇用関係の下、労働関係法令が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきました。しかしながら、依然として出入国・労働関係法令の違反が発生し、技能実習制度には厳しい批判が寄せられる一方で、技能実習制度の拡充を求める声も少なからずありました。

こうした状況にかんがみ、国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、実習期間の延長等の技能実習制度の抜本的な見直しを行うという政府の方針に基づいて、法務省及び厚生労働省は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）案を国会に提出し、国会での審議を経て技能実習法は平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布され、平成29年11月1日に施行されました（図1参照）。

図1 ● 技能実習法の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

※法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1)技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2)技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3)**実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4)**監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5)**技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談や情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整等**を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6)**事業所管大臣等に対する協力要請等**を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7)**外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】
 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

- 優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

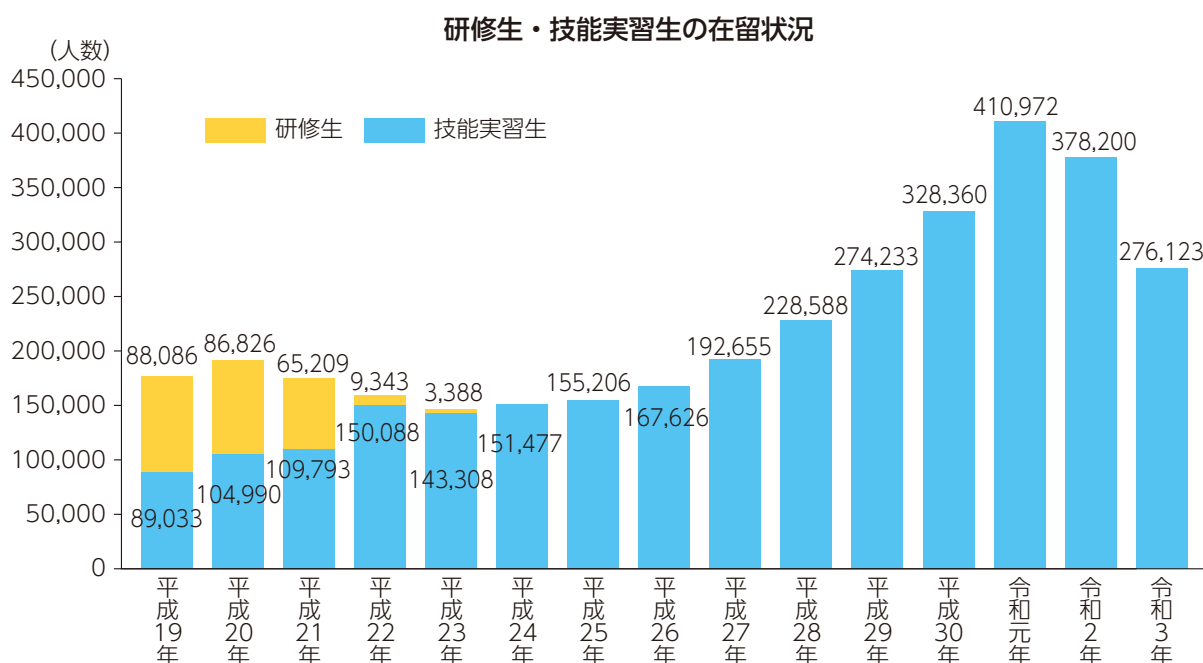
技能実習法は、技能実習制度が国際協力の推進という制度の趣旨・目的に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われることのないよう、基本理念として、技能実習が、

- ①技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと
- ②労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと

を定め、この基本理念を、国、地方公共団体、実習実施者、監理団体、技能実習生等の関係者が共有し、それぞれの責務を全うすることを求めています。

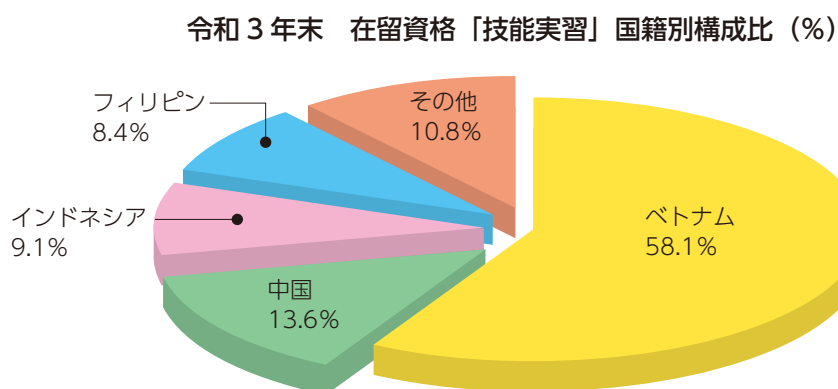
(2) 外国人技能実習制度の現状

1) 令和3年末の技能実習生のは、276,123人



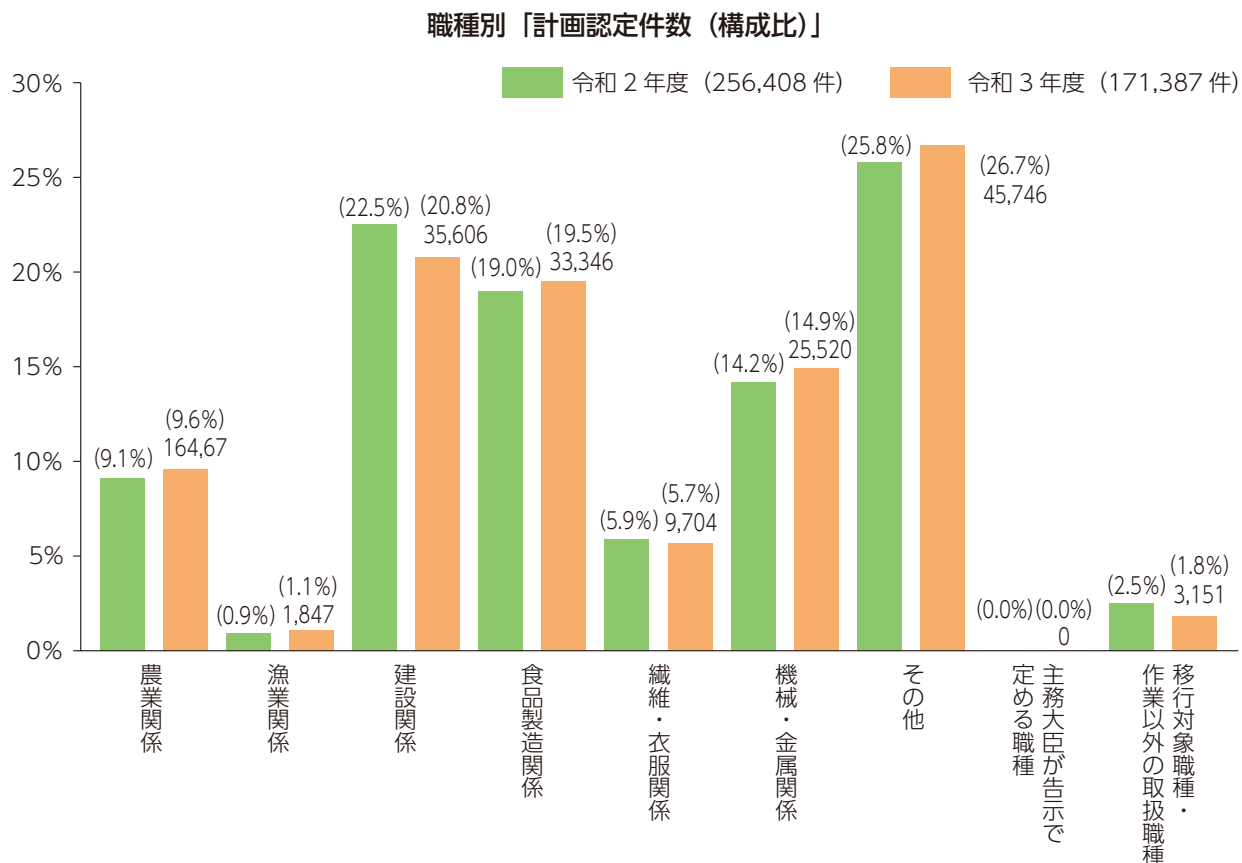
※平成22年7月に制度改正が行われ、在留資格「研修」が「技能実習1号」に、在留資格「特定活動（技能実習）」が「技能実習2号」となった。（法務省データ）

2) 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③インドネシア



(法務省データ)

3) 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係 が多い。



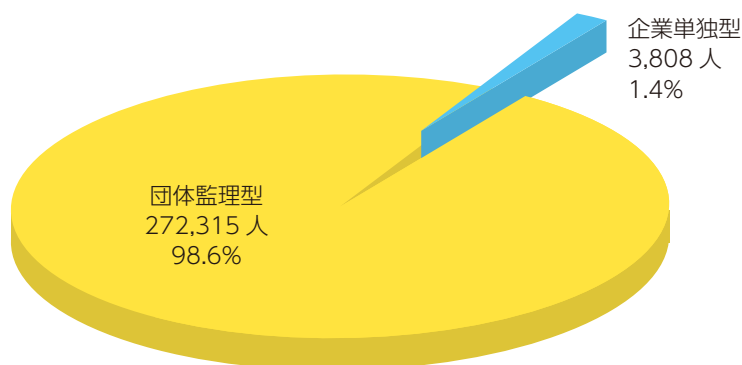
※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和3年度「外国人技能実習機構統計」)

4) 団体監理型の受入れが98.6%

令和3年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



(法務省データ)

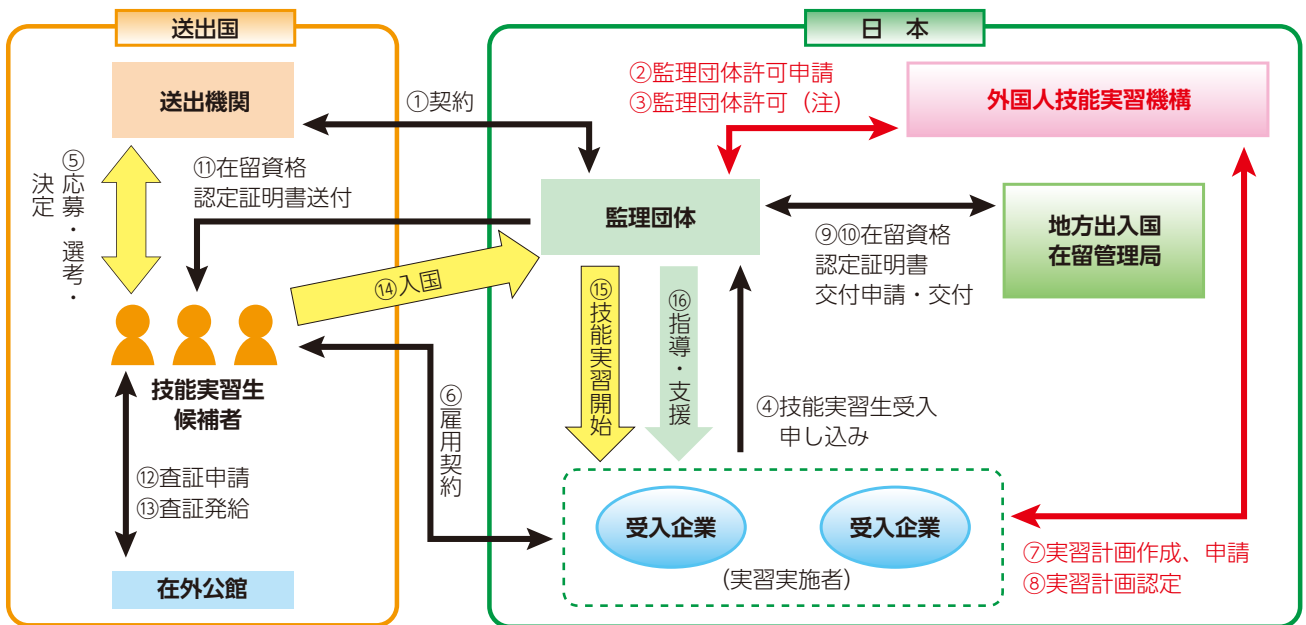
上記データの他にも、外国人技能実習機構業務統計資料を公表しております。
《外国人技能実習機構業務統計》 https://www.otit.go.jp/research_toukei/

(3) 外国人技能実習制度の仕組み

技能実習の形態は、実習実施者の外国にある事業所など、一定の事業上の関係を有する機関から技能実習生を受け入れて技能実習を行わせる「企業単独型技能実習」と、営利を目的としない監理団体が、実習実施者に対して指導・監督をしながら技能実習を行わせる「団体監理型技能実習」に分けられます。基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間の技能実習 1 号及び 2 号の 3 年間に加え、応用段階の実習としての技能実習 3 号の 2 年間を合わせると最長で 5 年間の実習が可能です（図 2 参照）。なお、技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されます。

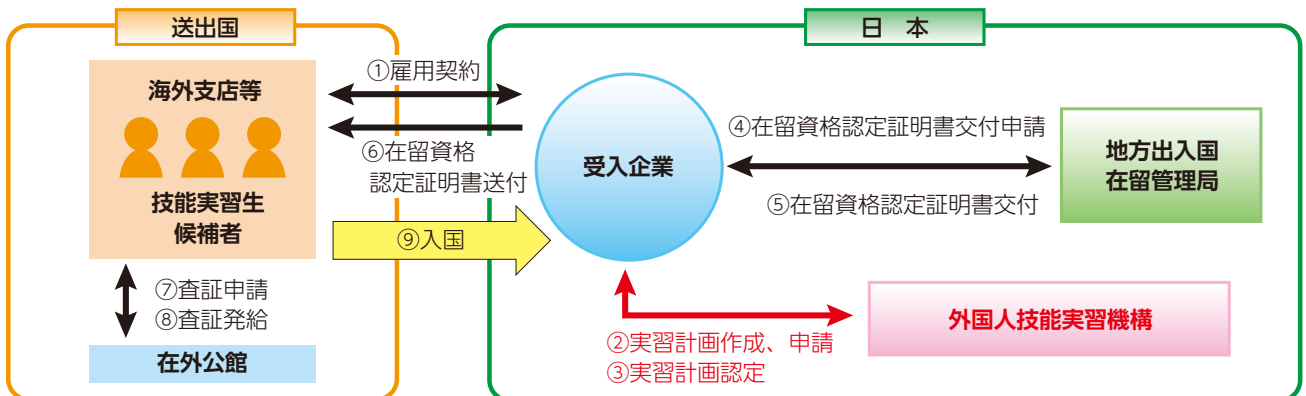
図 2 ● 技能実習制度の仕組み（技能実習制度の受入れ機関別のタイプ）

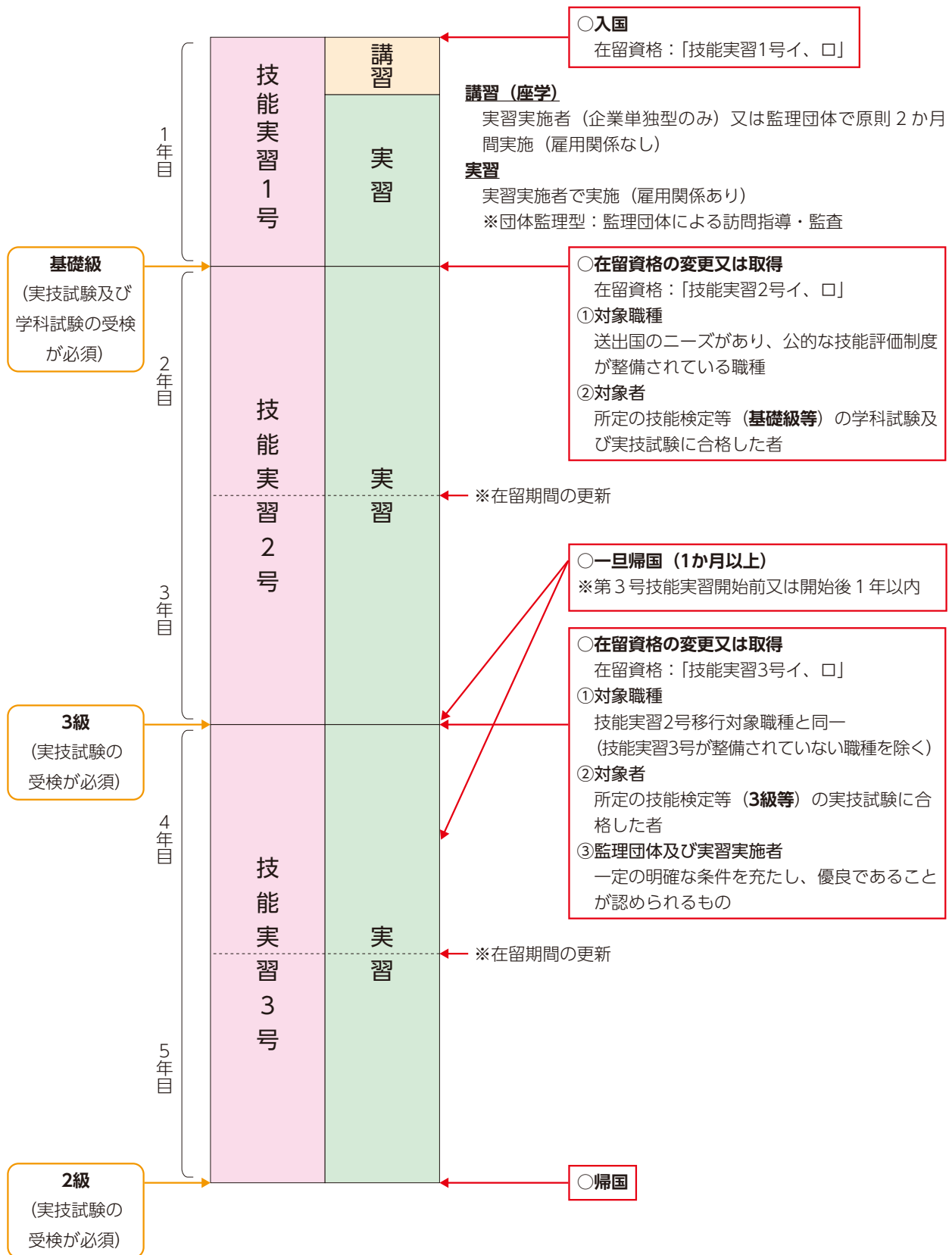
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施





2号又は3号の実習計画の認定を受けるためには、公的評価システムとして技能検定等が整備されている「移行対象職種・作業」であることが要件として設けられており（図3参照）、かつ対象者が前段階の技能実習の目標として定めた技能検定等に合格していなければなりません。

図3 ●移行対象職種・作業一覧（86職種158作業）

（令和4年4月25日時点）

1 農業関係（2職種6作業）		4 食品製造関係（11職種18作業）		6 機械・金属関係（15職種29作業）	
職種名	作業名	職種名	作業名	職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸	缶詰巻縮●	缶詰巻縮	金属プレス加工	金属プレス
	畑作・野菜		食鳥処理加工業●		食鳥処理加工
	果樹	加熱性水産加工食品製造業●	節類製造	工場板金	機械板金
畜産農業●	養豚		加熟乾製品製造	めっき	電気めっき
	養鶏		調味加工品製造		溶融亜鉛めっき
	酪農	くん製品製造	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
2 漁業関係（2職種10作業）		非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造	仕上げ	治工具仕上げ
職種名	作業名		乾製品製造		金型仕上げ
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業		発酵食品製造	調理加工品製造	機械組立仕上げ
	延縄漁業	生食用加工品製造	かまぼこ製品製造	機械検査	機械系保全
	いか釣り漁業	水産練り製品製造	牛豚部分肉製造	電子機器組立て	電子機器組立て
	まさ網漁業	牛豚食肉処理加工業●	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	電気機器組立て	回転電機組立て
	ひき網漁業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造		変圧器組立て
	刺し網漁業	そう菜製造業●	そう菜加工	プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て
	定置網漁業	農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造		開閉制御器具組立て
	かに・えびかご漁業	医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造●△	回転電機巻線製作	プリント配線板設計
棒受網漁業△			プリント配線板製造	プリント配線板製造	
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖	5 繊維・衣服関係（13職種22作業）		7 その他（20職種37作業）	
職種名	作業名	職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事	紡績運転●	前紡工程	家具製作	家具手加工
	ロータリー式さく井工事		精紡工程		印刷
建築板金	ダクト板金		巻糸工程	合ねん糸工程	製本
	内外装板金	準備工程	製織工程	プラスチック成形	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	仕上工程	糸浸染		射出成形
建具製作	木製建具手加工	染色	織物・ニット浸染		塗装
建築大工	大工工事		靴下製造	噴霧塗装	
型枠施工	型枠工事	ニット製品製造	丸編みニット製造	溶接●	手溶接
鉄筋施工	鉄筋組立て	たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造		半自動溶接
とび	とび	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	工業包装	工業包装
石材施工	石材加工	紳士服製造	紳士既製服製造		紙器・段ボール箱製造
	石張り	下着類製造●	下着類製造	印刷箱製箱	
タイル張り	タイル張り	寝具製作	寝具製作	陶磁器工業製品製造●	貼箱製造
かわらぶき	かわらぶき	カーペット製造●△	織じゅうたん製造		段ボール箱製造
左官	左官		タフテッドカーペット製造	ニードルパンチカーペット製造	機械ろくろ成形
配管	建築配管	帆布製品製造	帆布製品製造	自動車整備●	圧力鑄込み成形
	プラント配管	布はく縫製	ワイシャツ製造		パッド印刷
内装仕上げ施工	保温保冷工事	座席シート縫製●	自動車シート縫製	ビルクリーニング	自動車整備
	プラスチック系床仕上げ工事	6 機械・金属関係（15職種29作業）			ビルクリーニング
	カーペット系床仕上げ工事	職種名	作業名	介護●	介護
	鋼製下地工事	鋳造	鋳鉄鋳物鑄造		リネンサプライ●△
	ボード仕上げ工事		鍛造	非鉄金属鋳物鑄造	コンクリート製品製造●
カーテン工事	ハンマ型鍛造	プレス型鍛造		宿泊●△	接客・衛生管理
サッシ施工	ビル用サッシ施工	ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	RPF製造●	RPF製造
防水施工	シーリング防水工事	ダイカスト	コールドチャンパダイカスト		鉄道施設保守整備●
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事		普通旋盤	成形加工	
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	フライス盤	数値制御旋盤	鉄道車両整備●	押し出し加工
表装	壁装	建設機械施工●	機械加工		マシニングセンタ
				押土・整地	複合積層加工
積込み	掘削	築炉	築炉	空港グランドハンドリング●	航空貨物取扱
締固め	築炉		客室清掃△		
○社内検定型の職種・作業（1職種3作業）					
職種名	作業名				
航空機地上支援	航空機地上支援				
	航空貨物取扱				
客室清掃△	客室清掃△				

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種

（注2）△のない職種・作業：3号まで実習可能

3号技能実習を実施できるのは、監理団体及び実習実施者が、法令で定める基準に適合し、優良であることが認められるものである必要があります（図4参照）。

図4 ● 優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者及び監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

(満点：150点)

- ①技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等
- ②技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤相談・支援体制（45点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録等
- ⑥地域社会との共生（10点）
 - ・技能実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

(満点：150点)

- ①実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴等
- ②技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等
- ③法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④相談・支援体制（45点）
 - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組等
- ⑤地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

外国人技能実習機構について

外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、技能実習法に基づき法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、平成29年1月に設立された認可法人です。

機構は、本部事務所を東京に置き、総務部、国際部、指導援助部及び技能実習部により構成され、それぞれの業務を行っています。また、全国13か所（札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡及び熊本）の地方事務所・支所において、各担当地域の監理団体及び実習実施者に対する実地検査、技能実習計画の認定並びに技能実習生からの相談対応等の業務を行っています（図5、6参照）。

図5 ● 外国人技能実習機構

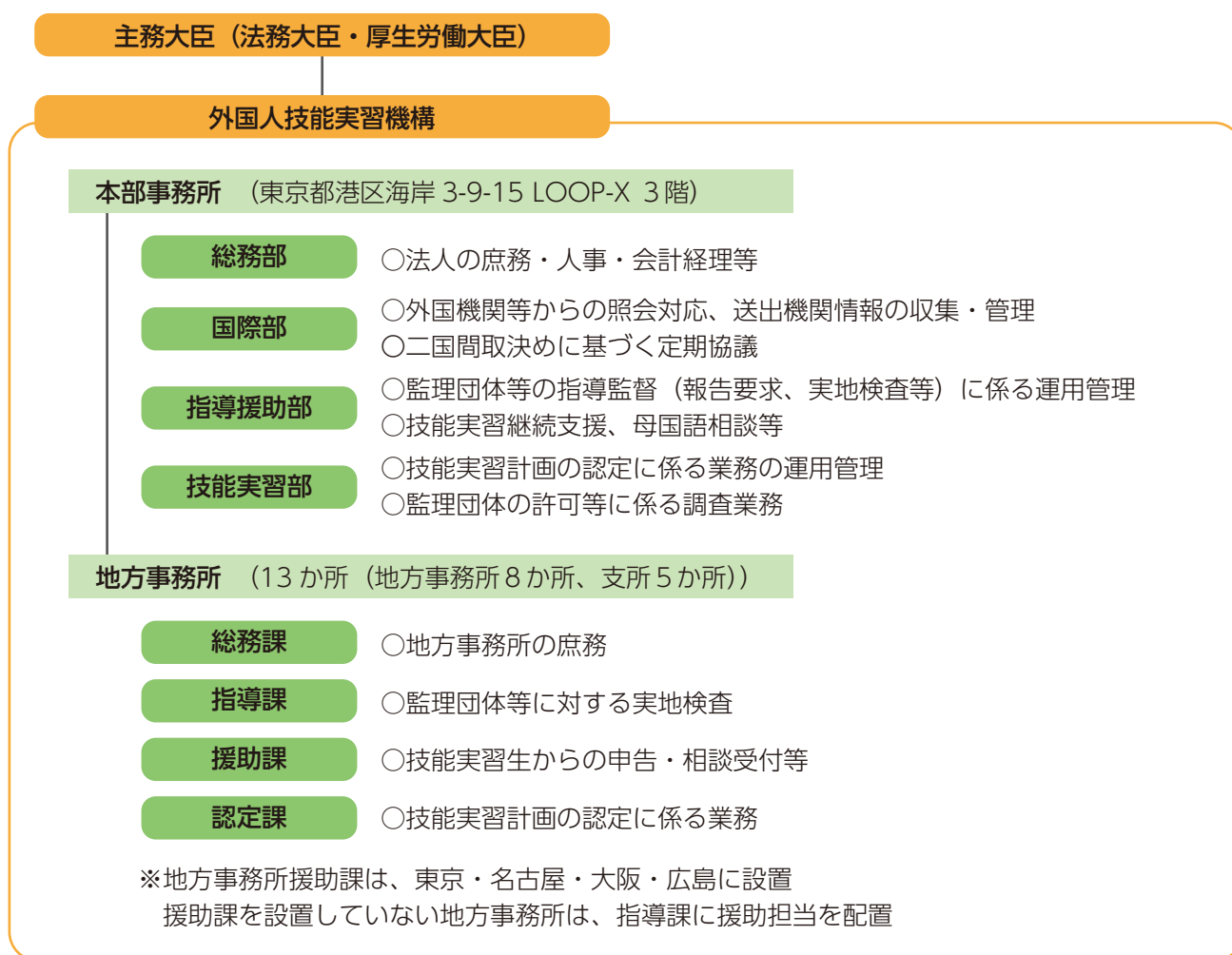
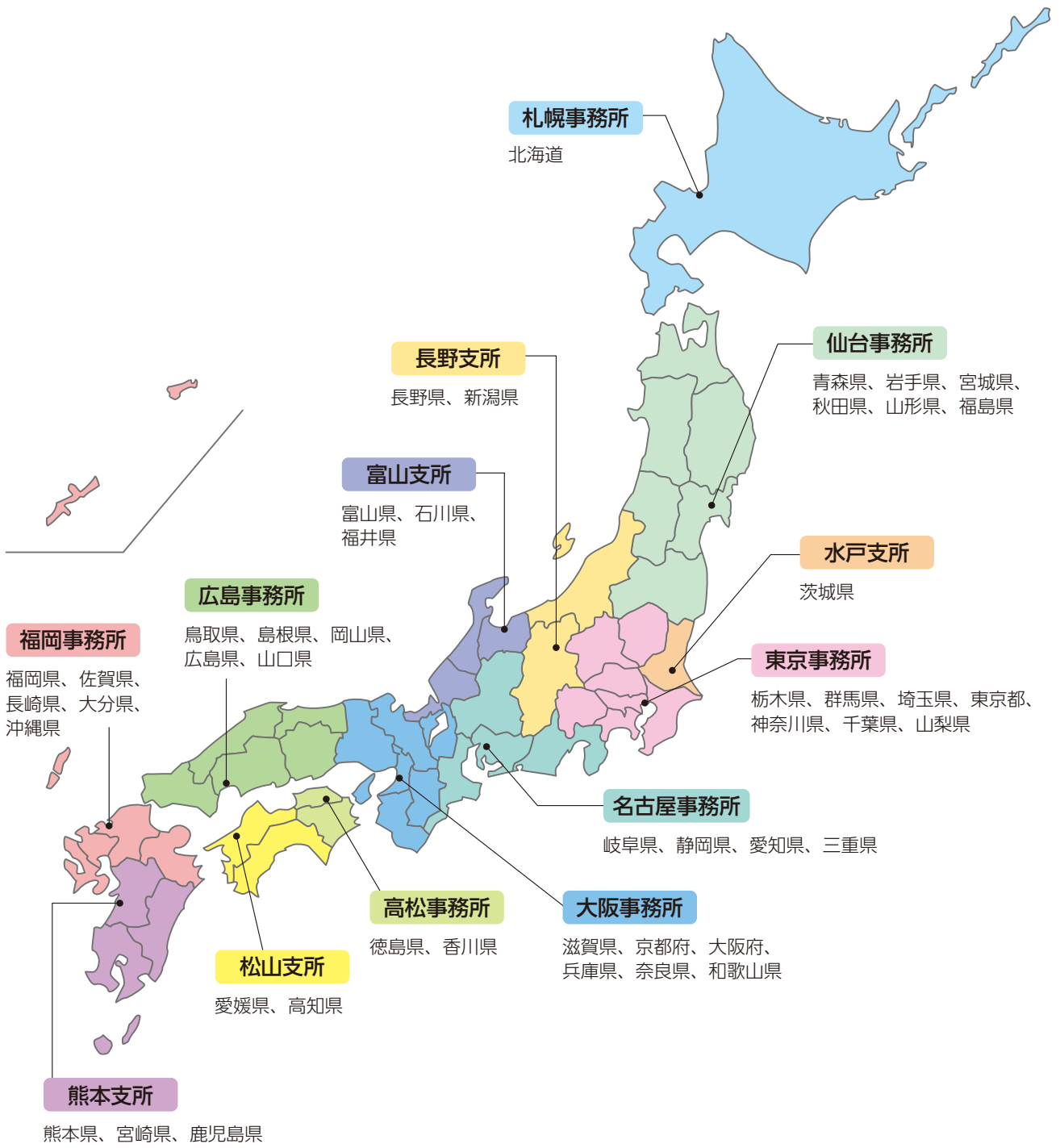


図6 ●外国人技能実習機構の地方事務所



III

外国人技能実習機構の主な業務について

III

外国人技能実習機構の主な業務について

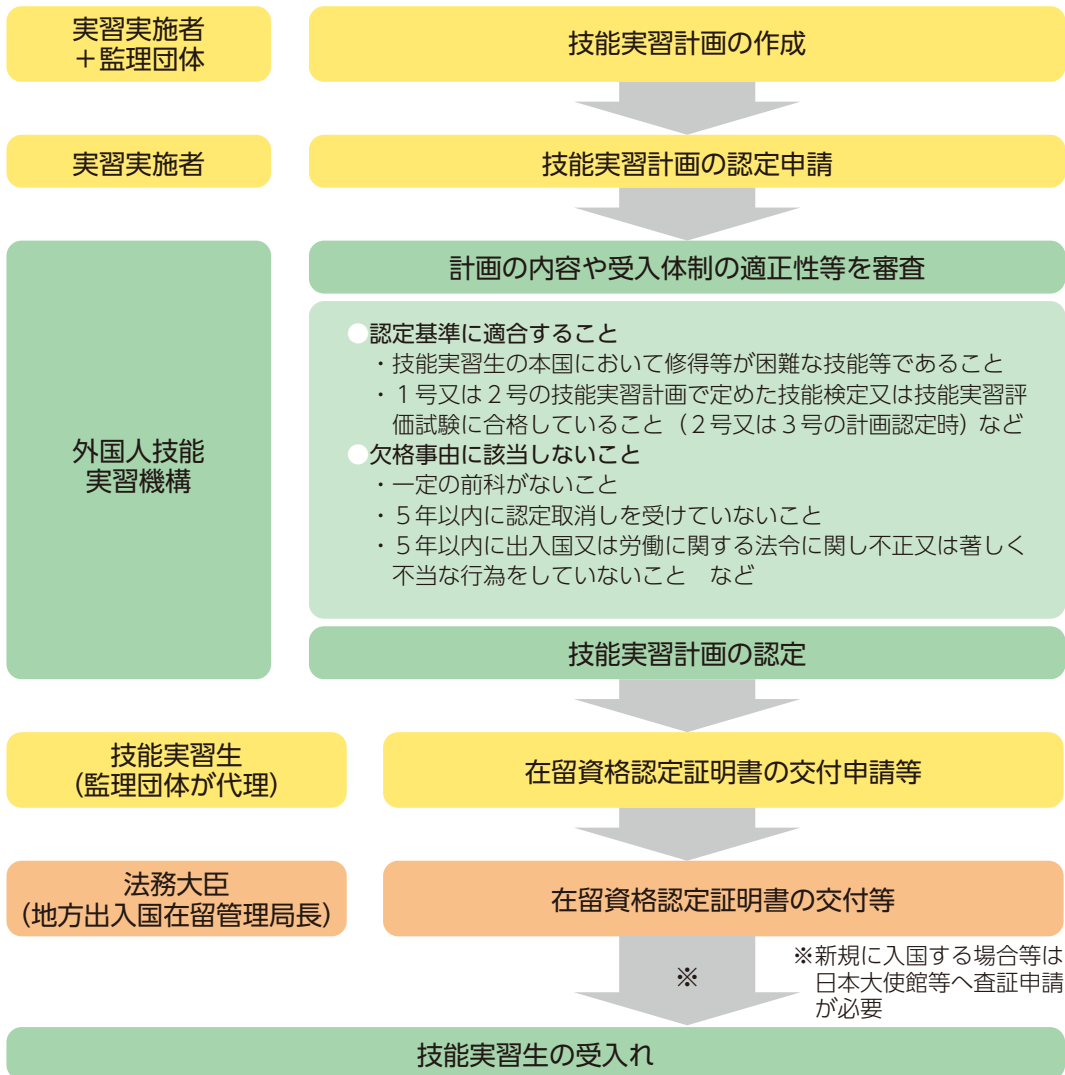
(1) 技能実習計画の認定

技能実習制度の趣旨・目的に従って技能等の移転を図るためには、実習実施者において行われる技能実習が、技能実習生が適切に技能等を修得等することができるものである必要があります。

このため、技能実習法では実習実施者に、技能実習生ごと、かつ、技能実習の段階ごとに技能実習計画を作成させ、その目標、内容等が適切なものであるかについて機構の認定を受けなければならない。技能実習は、この認定された技能実習計画に基づいて行われなければなりません。

この申請は、機構の各地方事務所・支所の認定課にて受け付けます（図7参照）。

図7 ● 技能実習計画の認定等



(2) 監理団体の許可に係る調査

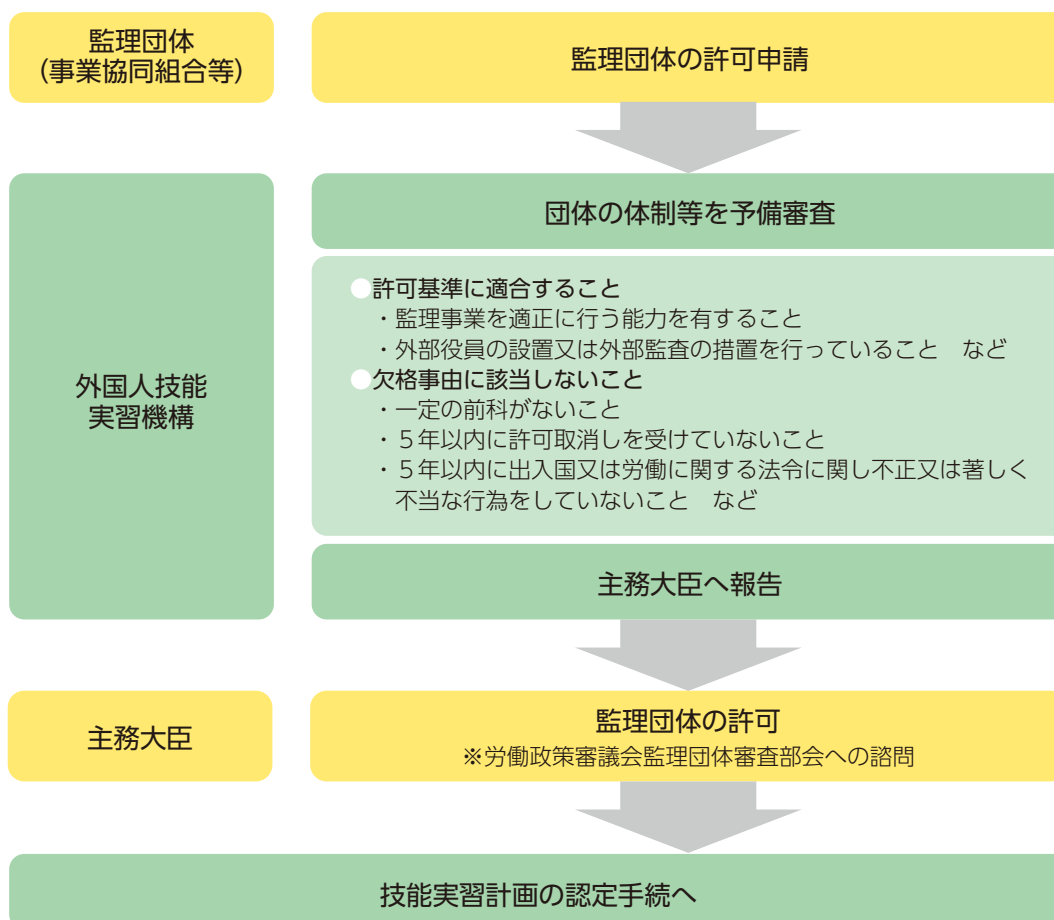
監理団体は、その責務として、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を担う存在です。そのため、監理団体は、技能実習法に則り、実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんや実習実施者に対する指導、技能実習生の相談対応などを行い、実習監理の責任を適切に果たすこととされています。

監理事業を行おうとする者は、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）の許可を受ける必要があり、それに先立ち、機構において必要な調査を行います（図8参照）。

許可区分は、技能実習法上、①一般監理事業（監理事業のうち②以外をいいます）②特定監理事業（第1号・第2号団体監理型技能実習のみを行う実習実施者について実習監理を行う事業をいいます）の2種類に分かれます。

第3号技能実習の実習監理を行うことができるのは、一般監理事業の許可を受けた監理団体のみで、優良な監理団体の基準を満たす必要があります。

図8 ● 監理団体の許可



(3) 監理団体及び実習実施者に対する指導監督

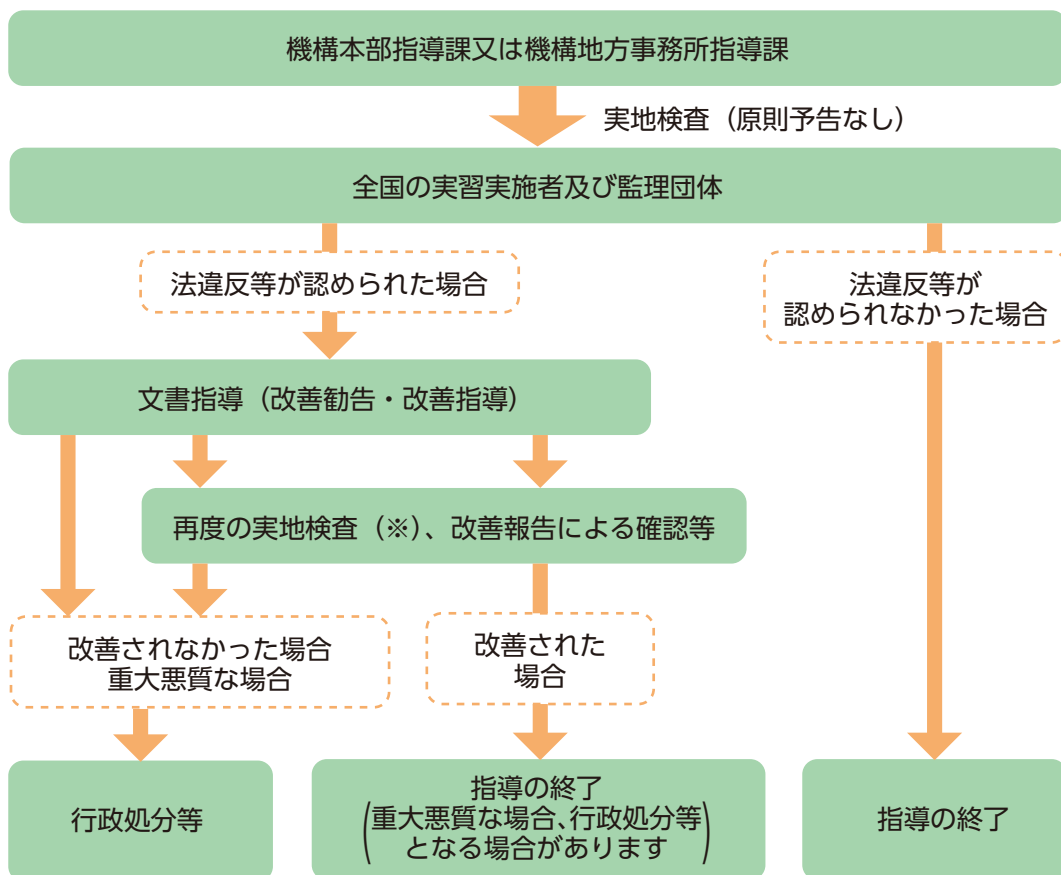
機構は、技能実習法上、実習実施者や監理団体等に対して、①報告や帳簿書類の提示を求めると②質問すること③設備や帳簿書類を実地に検査することが認められています。

機構は、監理団体に対して1年に1回程度、実習実施者に対して3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行うこととしています。

実地検査では認定計画に従って技能実習が行われているか、監理団体の業務の実施に関する基準に従って監査が実施されているかなどについて確認します。

なお、実地検査等において、虚偽の回答を行ったりする等、一定の場合には技能実習計画の認定の取消事由となるほか、調査への協力が得られない場合には、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため技能実習計画が認定されないこととなります（図9参照）。

図9 ● 実地検査の一般的な流れについて



（※）再度の実地検査を実施せず、行政処分等となる場合があります。

【行政処分等の種類について】

※技能実習法に基づき、実習実施者に対しては出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が、監理団体に対しては法務大臣及び厚生労働大臣が行政処分等を行います。

○重大な許可・認定基準違反、法令違反等があれば、認定・許可の取消等を行うことがあります。

○許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて業務停止の命令（監理団体のみ）を行うことがあります。

○出入国・労働関係法令（技能実習法を含む。）違反があれば期限を定めて改善を命令することがあります。

(4) 技能実習生の支援・保護

■ 母国語相談ホットライン

機構では、技能実習生からの様々な相談（日本での生活に関することや技能実習に関する事など）に対して、母国の言葉で応じています。相談は電話の他、メールや手紙でも受け付けています。

また、実習実施者又は監理団体の法令違反があった場合には、技能実習生が当該事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に通報・申告することができることとされており、相談に加え、技能実習生からの通報・申告等に応じる体制を整備しています。

■ 技能実習SOS・緊急相談専用窓口／公益通報窓口

機構では、技能実習生の一層の保護を図る観点から、暴行、脅迫、その他人権を侵害する行為などの緊急案件を迅速に把握し、技能実習生の一時保護や実習実施先に対する臨時検査を一体的に行うことにより、技能実習生が安全・安心に技能の修得等を行うように支援するため、「母国語相談ホットライン」に「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を設置しています。

「母国語相談ホットライン」の各言語のフリーダイヤルに電話をかけ、アナウンスの後に「1」番を押すと、緊急案件として相談を受け付けます。

また、実習実施場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供を機構の公益通報窓口（https://www.otit.go.jp/koueki_tshou）で受け付けています。

■ 母国語相談ホットラインの実施日時等

通話料金は無料（フリーダイヤル）です。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木 11:00～19:00 日 9:00～17:00	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

令和4年9月時点

【母国語相談事例】

退職後の帰国費用について

◎内容

「仕事を辞め、途中帰国することにしたので、自分でチケットを買いました。その後「帰国旅費は監理団体が負担する」ことを知ったので、監理団体に費用を負担してもらおうようお願いしましたが取り合ってもらえません。」

●対応

技能実習生に帰国旅費は監理団体が全額負担しなければならないことを説明し不安を取り除き、本人了解のもとで、機構本部から監理団体に制度・本人の事情等を説明し、監理団体に理解をしてもらった上で技能実習生とよく相談し、適切に対応するように助言しました。

その結果、監理団体がチケット代金を支払い、技能実習生は無事に帰国できました。

★ポイント

技能実習生に帰国費用の一部でも負担させることは認められず、監理団体（企業単独型技能実習であれば実習実施者）が帰国費用の全額を負担する必要があります。

【技能実習法施行規則第12条第1項第6号及び第52条第9号】

技能実習計画との齟齬について（入国後講習中の就労）

◎内容

「来日後、最初の1か月は日本語の勉強をしなければならないのに、勉強しながら工場で働かされ、給料をもらえませんでした。また、技能実習の内容が雇用契約書に書かれたものと違います。本来の技能実習が行える実習先に変更することはできますか。」

●対応

入国後講習期間中に業務に従事させることや、技能実習計画と異なる内容の作業をさせることは技能実習法違反であることを技能実習生に説明し、技能実習法上の「申告」の制度について案内しました。

その結果、技能実習生から申告があり、この申告に基づき、機構が実習実施先の実地検査を行い、技能実習法違反の事実を確認しました。

また、監理団体と実習実施先が技能実習生に対して入国後講習中に就労を行わせていたため、機構が実習先変更支援と宿泊支援を行い、技能実習生は新たな監理団体、実習実施者の下で良好な環境において実習を継続することができました。

★ポイント

技能実習計画との齟齬は技能実習法違反に該当します。

また、事情によっては、機構が技能実習生に対し、新たな受入先となり得る監理団体の情報提供を行う実習先変更支援や宿泊支援を行い保護する場合があります。

■ 地方事務所・支所での通訳人による相談窓口

機構では、母国語相談窓口のほかに、各地方事務所・支所においても、以下のとおり通訳人を介した相談対応を実施しています。

(※) 連絡先は当パンフレットの裏表紙か機構ホームページをご覧ください。

(※) 通訳人がいない場合がありますので、あらかじめ電話等で確認してから来所してください。

事務所名		言語	対応日等	備考
1	札幌	ベトナム語	毎週水曜日 13時～17時	曜日変更の場合あり
2	仙台	ベトナム語	毎週火曜日 9時～16時	
3	水戸	ベトナム語	毎週金曜日 13時～15時	
		中国語	毎週木曜日 10時～12時	
		インドネシア語	第1・第3水曜日 10時～12時	
4	東京	ベトナム語	第2・第4水曜日 14時～16時	日時はお電話で確認してください。
		インドネシア語 ／中国語	月2回 不定期	
5	長野	中国語	毎週水曜日 13時～17時	曜日変更の場合あり
6	名古屋	ベトナム語	毎週火曜日 9時～17時	
7	富山	中国語	毎週水曜日 13時～17時	
8	大阪	ベトナム語	毎週木曜日 9時～16時	
9	広島	ベトナム語	毎週木曜日 10時～16時	
		中国語	毎週火曜日 10時～16時	
10	高松	ベトナム語	月1回 不定期	日時はお電話で確認してください。
11	松山	ベトナム語	毎週金曜日 9時～16時	
12	福岡	ベトナム語	第2・第4水曜日 13時～17時	
13	熊本	ベトナム語	毎週火曜日 9時～17時	

令和4年9月時点

■ 実習先変更支援

実習実施者において、技能実習を継続させることが困難になった場合、監理団体や実習実施者は、新しい実習実施者と調整し、技能実習生に対して実習先変更の支援を行わなければなりません。そこで、機構では、技能実習生の受入先となりうる監理団体の情報の受付及び提供を行っています。具体的には、以下のサイトにより、技能実習生の受入れを募集している監理団体から情報の登録を受け付け、一方、新たな受入先を探している監理団体に、登録された情報を提供しています。

〈監理団体向け実習先変更支援サイト〉

<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>

- (※) 技能実習生を募集している監理団体又は実習先の変更を求める監理団体が上記サイトを利用するためには、あらかじめ利用者登録が必要です。
- (※) 受入れを希望する実習生の職種・作業、国籍・地域、在留資格及び受入れを希望する時期を入力することで、受入可能な実習先を検索できます。



また、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお実習先の確保ができない場合は、地方事務所・支所にて電話又は面談による相談に応じ、情報の提供を行うなど、必要な支援を行っています。

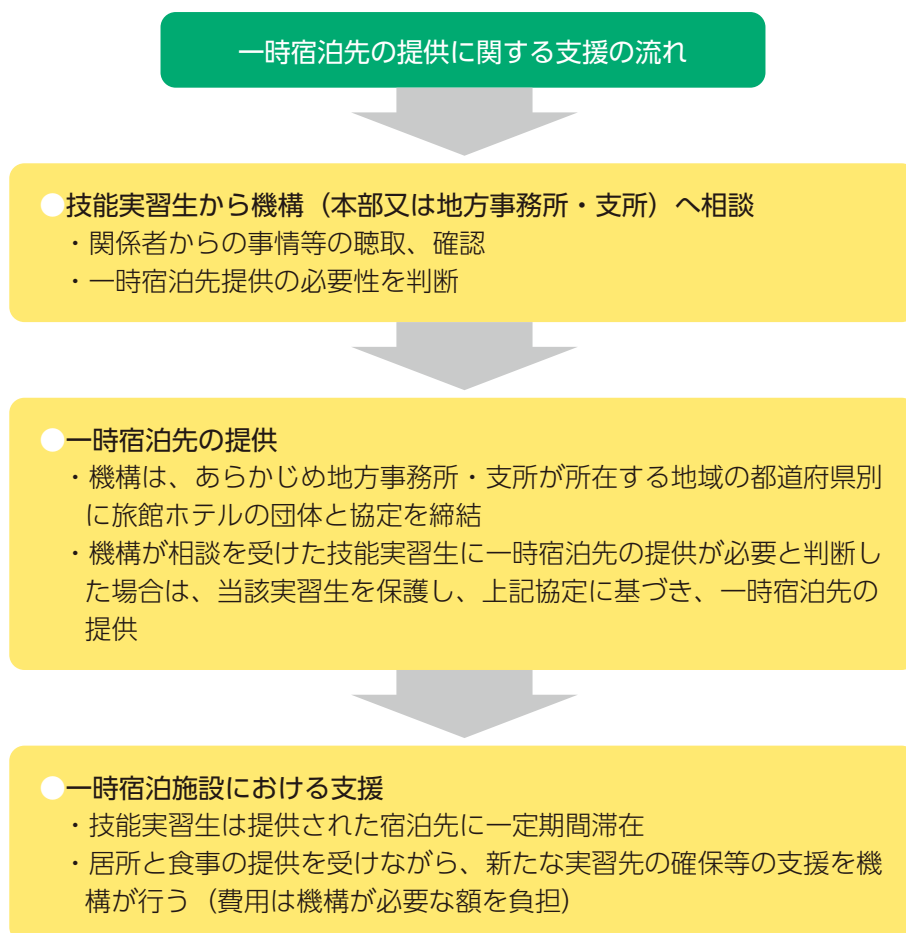
なお、第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができます。機構では、そのような実習生に対しても、実習生の受入れを希望している監理団体の情報を提供しています。

〈第2号技能実習から第3号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト〉

<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>

■技能実習生への一時宿泊先の提供

実習実施者の経営上・事業上の都合や監理団体又は実習実施者からの不適正な行為などのやむを得ない事情により、技能実習の継続意思を有しているにもかかわらず、宿泊先がない技能実習生に対して、機構が一時宿泊先を提供する等の保護・支援を行っています。



■ 受検手続支援

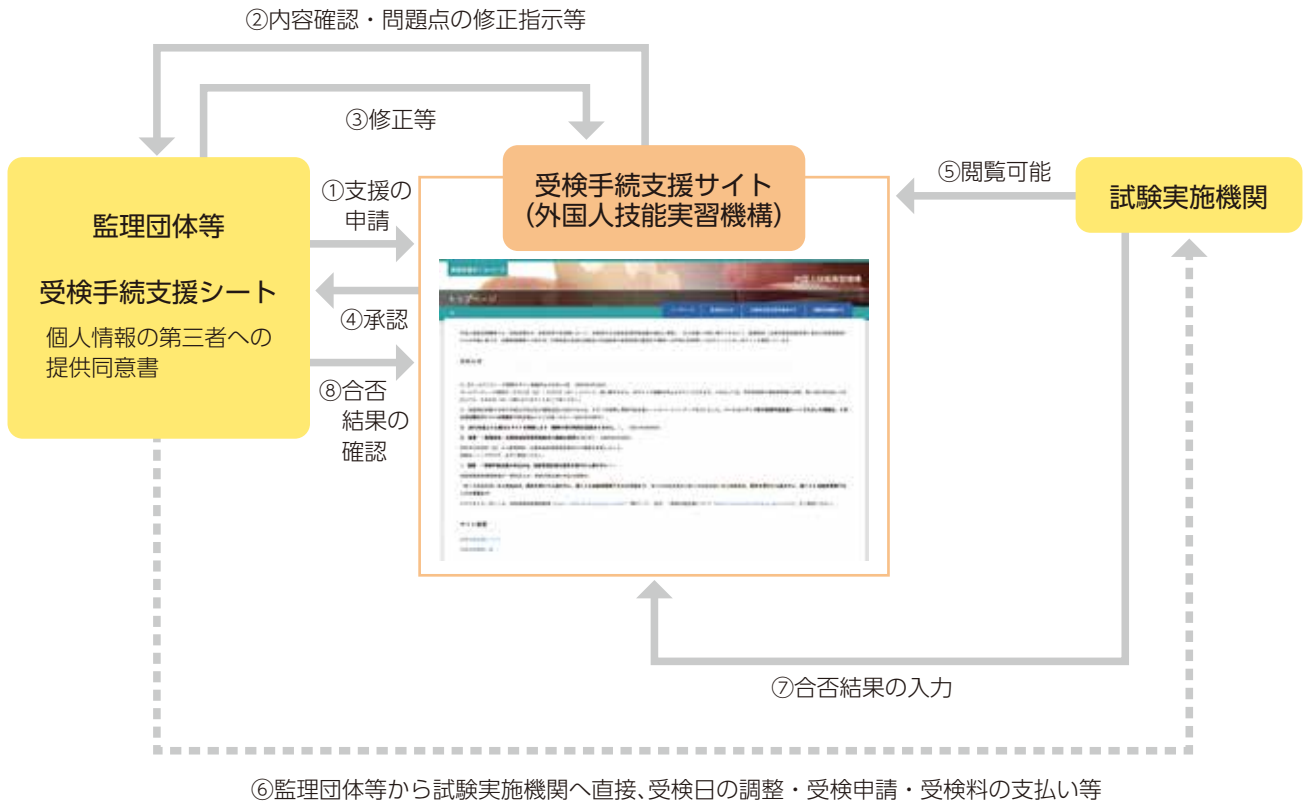
機構では、技能実習生が技能実習の各段階において技能検定等を確実に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取り次ぎや合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげています。

〈受検手続支援サイト〉

<https://www.juken.otit.go.jp/>

（※）受検手続支援を受ける場合は、あらかじめ技能実習生本人による、個人情報の取扱いに係る同意書が必要です。

受検手続支援サイトの仕組み



■技能実習生手帳

機構では、入国時に地方出入国在留管理局を通じて、全ての技能実習生に「技能実習生手帳」を配布し、技能実習生が、健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるよう、日本で生活するに当たって知っておかなければならない情報の周知を行っています。技能実習生手帳には以下のような役立つ情報を記載しています。

【主な記載内容】

○技能実習法や各種労働関係法令等について

技能実習制度はもとより労働契約の締結や解雇に関する内容の他、時間外労働や年次有給休暇の仕組み等について分かりやすく解説しています。

○各種保険や税について

社会保険や労働保険の仕組み、所得税や住民税の仕組みについて分かりやすく解説しています。

○日本での生活について

日本国内の交通ルールや日常生活を送るうえでのマナー、犯罪に巻き込まれないための留意点や緊急時の連絡先、国際電話のかけ方などについて解説しています。

○技能実習を行うことが困難になった場合について

技能実習を行うことが困難になった場合の監理団体等が行う手続きや実習生に対する支援について明記するとともに、意に反して帰国を促された場合などの各種行政機関等の相談窓口等について記載しています。

〈作成言語〉 9言語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語及び英語）



■技能実習生手帳アプリ

機構では、技能実習生手帳をアプリ化し、技能実習生がスマートフォンからいつでも技能実習生手帳を参照できるようにするとともに、最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困った際の相談窓口など技能実習生に必要な情報、機能を提供しています。なお、アプリは無料で、9か国語（ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語）に対応しています。



外国人技能実習機構(OTIT) Ver 1.0.0

【アプリのダウンロード方法】

〈App Store〉





〈Google Play〉





【アプリ限定の機能について】

- ・プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせしています。
- ・母国語相談窓口（8か国語）：
日本での生活、技能実習のことなど、困ったときにご相談いただけます。
- ・災害情報：地震や風水害の情報をリアルタイムに確認できます。
- ・大使館検索：各国の大使館情報を確認できます。
- ・アプリ共有：Facebook、Twitter、LINE、メールなどでダウンロード先をシェアできます。

お問い合わせ先：外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL. 03-6712-1965

■Facebook Messengerでの音声相談

インドネシア、ミャンマーから来日している技能実習生向けに、一般回線、メール、手紙での相談受付に加え、Facebook Messengerによる音声相談を受け付けています。Facebook上で外国人技能実習機構（OTIT）の「援助」に友達申請を行うことで、Messengerの通話機能を利用して、音声相談ができます。相談は母国語相談の対応日に受け付けています。

友達申請は、右のQRコードを読み込むか、下記URLにアクセスして行います。

https://www.facebook.com/profile.php?id=100065466735376&sk=about_places



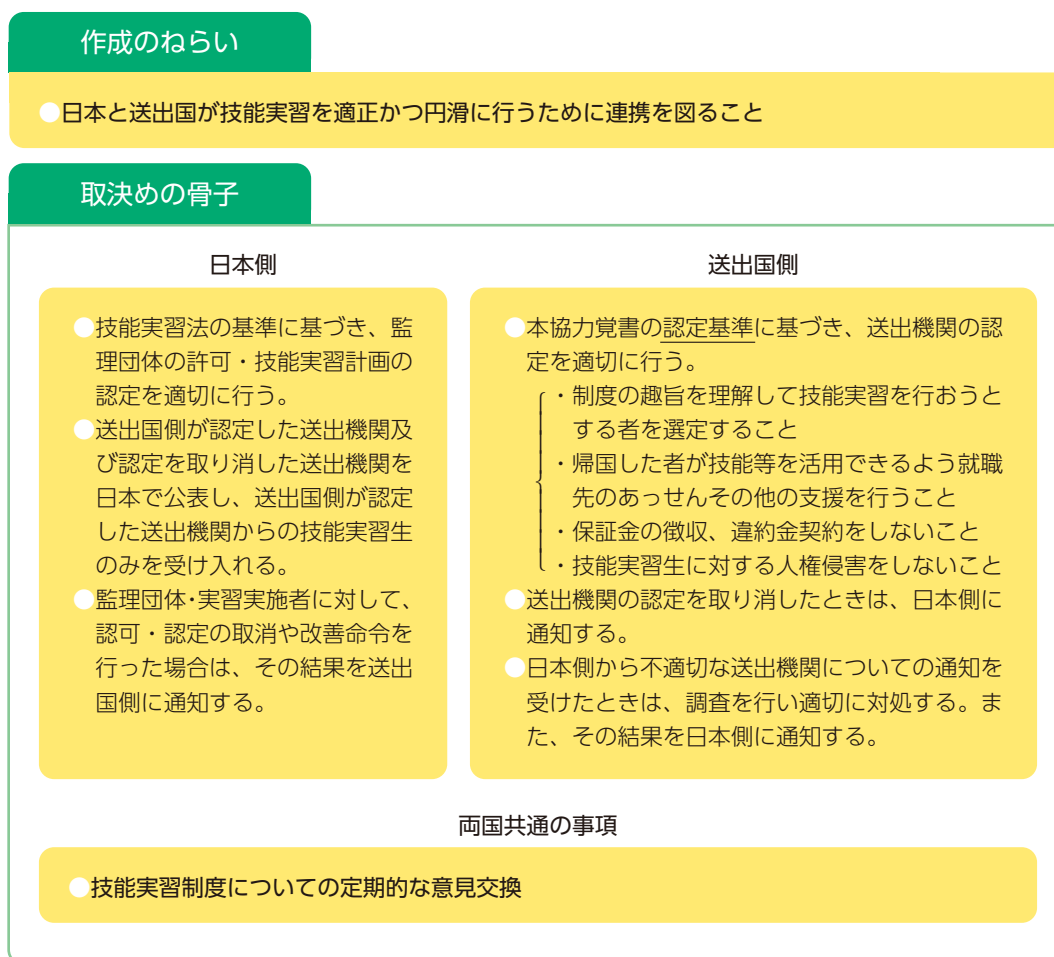
(5) 送出国政府との連絡調整

技能実習生の選抜には、現地の事情に精通している送出機関が重要な役割を担っています。このため、技能実習法では、技能実習生になろうとする者からの求職の申込みを取り次ぐ外国の送出機関について、送出国の公的機関から適切な送出機関として推薦を受けていることその他の要件に適合することを求めることとし、送出機関の規制強化を図っています。

また、我が国政府と送出国政府との間で、技能実習制度を適正に運用するため、二国間取決め（協力覚書）の作成を進めており（令和4年8月時点で14か国）、各送出国政府において、自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています（図12参照）。

機構では、二国間取決め（協力覚書）に基づき、送出国政府及び在京大使館と連携し、定期協議の開催、情報共有及び不適切事案の通報等を実施することにより、技能実習制度の適正かつ円滑な運営に努めています。

図12 ● 技能実習に関する二国間取決めについて



作成状況：計 14 か国
(R4.8 月時点)

ベトナム (H29.6 月)、カンボジア (H29.7 月)、インド (H29.10 月)、フィリピン (H29.11 月)、ラオス (H29.12 月)、モンゴル (H29.12 月)、バングラデシュ (H30.1 月)、スリランカ (H30.2 月)、ミャンマー (H30.4 月)、ブータン (H30.10 月)、ウズベキスタン (H31.1 月)、パキスタン (H31.2 月)、タイ (H31.3 月)、インドネシア (R1.6 月)

(6) 各種コンテンツのご案内

外国人技能実習機構ホームページ

機構ホームページにおいて、制度や各種申請書の様式についての情報の他、新型コロナウイルス感染症や熱中症、各自治体の防災等に関する情報をまとめたページ等も用意し、監理団体、実習実施者、技能実習生のそれぞれの方向けに必要な情報をご案内しています。<https://www.otit.go.jp/>



SNS (Facebook/Twitter)

技能実習生向けに新型コロナウイルスに関する各種支援策や防災に役立つ情報など特に重要な情報について、ホームページでの掲載に加え、FacebookとTwitter (以下 8 か国語及び日本語 (やさしい日本語を含む)) で周知広報を行っています。

QRコード一覧	Facebook	Twitter	QRコード一覧	Facebook	Twitter
日本語			Bahasa Indonesia (インドネシア語)		
やさしい日本語			ภาษาไทย (タイ語)		
中文 (中国語)			English (英語)		
Tiếng Việt (ベトナム語)			ភាសាខ្មែរ (カンボジア語)		
Filipino (タガログ語)			မြန်မာဘာသာ (ミャンマー語)		

■日本語教育教材／日本語教育アプリ「げんばのほんご」

機構では、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習に必要な日本語教育教材をホームページ上で提供しています。現在は、「機械・金属関係職種」、「食品製造関係職種」、「建設関係職種」及び「農業関係職種」の4職種向けに、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語の8か国語の教材を公開しています。現場で使用する語彙を学べる「げんばのことば」と、例文を使用して現場での会話表現を学べる「げんばのかいわ」をそれぞれイラスト・音声付きで公開しています。

<https://www.otit.go.jp/kyozai/>



また、令和3年3月より、技能実習生の適切な技能習得を目的として、日本語教育アプリ「げんばのほんご」をApp Store及びGoogle Playにおいて配信しています。本アプリでは、ホームページに掲載している上記内容に加え、語彙や会話表現について、確認問題で理解の定着を図ることができるほか、自分で発音した音声を再生して自己チェックできる機能も搭載しています。現在は、「機械・金属関係職種」、「食品製造関係職種」及び「建設関係職種」の3職種向けのコンテンツを配信していますが、今後、順次職種を追加していく予定です。



●本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、機構が開発したものです。インストール及び利用は無料です。

※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。

▶iPhoneをお使いの方はこちら



▶Androidをお使いの方はこちら



■ 監理団体・企業単独型実習実施者向けメール配信サービス

技能実習制度の改正があった際や新型コロナウイルス感染症に関する技能実習上の取扱いなど重要なお知らせがあった際に、メールアドレスを登録いただいた監理団体及び企業単独型実習実施者宛てにメールにて情報発信を行い、より素早い情報の周知に努めています。

(※) メールアドレスの登録については、1つの監理団体及び企業単独型実習実施者当たり1件とさせていただきます。

登録のご案内

登録先アドレス⇒ m-magazine@otit.go.jp

登録時の件名 ⇒ 情報発信希望

【監理団体様の登録内容】

- ① 監理団体名
- ② 登録担当者名
- ③ 許可番号
- ④ 連絡先電話番号

【企業単独型実習実施者様の登録内容】

- ① 企業単独型実習実施者名
- ② 登録担当者名
- ③ 実習実施者届出受理番号
- ④ 連絡先電話番号

■ 安全衛生対策マニュアル

機構では、実習実施者の行う安全衛生管理や監理団体が行う監査の参考としてご活用いただくために、実習中の安全確保のために留意する事項や労働災害事例を職種ごとにまとめたマニュアルを作成しております。

<https://www.otit.go.jp/anzen/>



■ 各種調査

機構では、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などに関する「帰国後技能実習生フォローアップ調査」をはじめ、帰国後の技能実習生に対する監理団体からの就職支援に関する調査など、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とするため各種調査を実施しています。

https://www.otit.go.jp/research_chousa/

所在地・お問合せ先一覧

事務所名	電話番号	住所
本部	03-6712-1523 (代表) 03-6712-1590 (総務部 総務課) 03-6712-1647 (総務部 企画・広報課) 03-6712-1921 (国際部 国際課) 03-6712-1965 (指導援助部 援助課) 03-6712-1974 (技能実習部 認定課) 03-6712-1923 (技能実習部 審査課)	〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X 3階 (田町駅から徒歩12分/シャトルバス 5分、 ゆりかもめ「芝浦埠頭」から徒歩 5分)
札幌事務所	北海道 011-596-6470 (代表)	〒060-0034 北海道札幌市中央区北 4 条東 2-8-2 マルイト北 4 条ビル 5 階 (札幌駅から徒歩 8 分)
仙台事務所	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 022-399-6326 (代表)	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 1-2-1 仙台フコク生命ビル 6 階 (仙台駅から徒歩13分 青葉通一番町駅から徒歩 5分)
東京事務所	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 03-6433-9211 (総務課 (庶務等に関する事)) 03-6433-9971 (指導課 (監理団体及び実習実施者に対する検査等に関する事)) 03-6433-9975 (認定課 (技能実習計画の認定申請等に関する事)) 03-5577-5143 (援助課 (実習生からの相談、実習生先変更先支援に関する事))	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-7-2 アーバンセンター神田須田町 4 階及び 7 階 (秋葉原駅から徒歩 3 分 神田駅から徒歩 4 分 岩本町駅から徒歩 1 分)
水戸支所 (東京事務所)	茨城県 029-350-8852 (代表)	〒310-0062 茨城県水戸市大町 1-2-40 朝日生命水戸ビル 3 階 (水戸駅から徒歩10分)
長野支所 (東京事務所)	新潟県 長野県 026-217-3556 (代表)	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル 6 階及び 7 階 (長野駅から徒歩 3 分)
名古屋事務所	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 052-684-8402 (総務課・認定課 (技能実習計画の認定申請、庶務等に関する事)) 052-684-8412 (指導課 (監理団体及び実習実施者に対する検査等に関する事)) 052-228-0627 (援助課 (実習生からの相談、実習生先変更先支援に関する事))	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-15-32 日建・住生ビル 5 階 (栄駅から徒歩 5 分)
富山支所 (名古屋事務所)	富山県 石川県 福井県 076-471-8564 (総務課・認定課 (技能実習計画の認定申請、庶務等に関する事)) 076-481-7560 (指導課 (監理団体及び実習実施者に対する検査等に関する事))	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル11階及び12階 (富山駅から徒歩 6 分 電気ビル前駅から徒歩 1 分)
大阪事務所	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 06-6210-3351 (総務課・認定課 (技能実習計画の認定申請、庶務等に関する事)) 06-6210-3722 (指導課 (監理団体及び実習実施者に対する検査等に関する事)) 06-6210-3352 (援助課 (実習生からの相談、実習生先変更先支援に関する事))	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 4-2-16 大阪朝日生命館 3 階及び 4 階 (淀屋橋駅から徒歩 1 分)
広島事務所	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 082-207-3123 (総務課・認定課 (技能実習計画の認定申請、庶務等に関する事)) 082-207-3126 (指導課 (監理団体及び実習実施者に対する検査等に関する事)) 082-207-3029 (援助課 (実習生からの相談、実習生先変更先支援に関する事))	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 3-1-9 広島鯉城通りビル 3 階 (中電前駅から徒歩 1 分)
高松事務所	徳島県 香川県 087-802-5850 (代表)	〒760-0023 香川県高松市寿町 2-2-10 高松寿町プライムビル 3 階及び 7 階 (高松駅から徒歩 5 分 高松築港駅から徒歩 4 分)
松山支所 (高松事務所)	愛媛県 高知県 089-909-4110 (代表)	〒790-0003 愛媛県松山市三番町 7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル 1 階及び 2 階 (松山駅から徒歩 8 分 松山市駅から徒歩 8 分)
福岡事務所	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 沖縄県 092-710-4070 (代表)	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町 1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル 5 階及び 7 階 (中洲川端駅から徒歩 5 分)
熊本支所 (福岡事務所)	熊本県 宮崎県 鹿児島県 096-223-5372 (代表)	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 1-7 MY熊本ビル 2 階及び 8 階 (熊本城・市役所前駅から徒歩 1 分)

■外国人技能実習機構コールセンター

コールセンターでは、技能実習制度の基本的な事項に関するご質問にお答えします。

電話番号 03-3453-8000 受付時間 平日 9:00~17:00

※申請に関する進捗確認や様式の具体的な記載に係る相談など、解釈が必要となるお問合せには対応できかねますので、あらかじめご了承ください。

※制度に関するよくあるご質問はこちら (<https://www.otit.go.jp/faq/>) からご覧ください。